

議案第93号

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月9日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年阿見町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第12号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
（給与の減額） 第15条 （略） 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で、負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときには、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） 第15条 （略） 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が定める者で、負傷、疾病又は老齢により管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときには、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	

議案第 93 号 説明資料

阿見町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

【改正の理由】

- ・ 阿見町職員の育児休業等に関する条例の改正に準じ、企業職職員の給与の減額に係る条例の改正を行うもの。

【主な内容】

(1) 給与の減額【第 15 条関係】

- ・ 部分休業に係る給与の減額について、現行は一部（2 時間を超えない範囲）としているが、第 2 号部分休業により全日勤務しないことがあるため、全部又は一部とするもの。